

## 〈ポイント〉

そば・さつまいもの作付を行う認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(以下、「認定農業者等」という)に対し、作付面積に応じた補助金を交付し経営規模の拡大を応援します。

### 1 補助金額及び要件等

| 対象作物  | 補助金額        | 交付対象者                |
|-------|-------------|----------------------|
| そば    | 10,000円/10a | 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織 |
| さつまいも | 20,000円/10a | 農家、営農を目的とした団体        |

#### ● 補助要件

- ① 販売を目的とした作付が対象で、自家消費のみを目的とした作付は対象外となります。
- ② この補助金は、作付面積の拡大を支援することが目的であるため、これまで本事業で補助金の交付対象となったほ場は対象外となります。
- ③ 申請できる下限面積は10aです。

### 2 手続きの流れ

#### ① 事業計画書の提出(6月末日まで)

そば・さつまいもの作付を行うほ場の地番及び作付面積を事業計画書(様式第1号)に記入し、農林課又は各行政局産業建設係へ提出してください。  
※提出された計画書を審査し、問題がなければ認定(内示)書を申請者に送付します。

#### ② 現地確認(9月頃)

計画書に記載されたほ場の現地確認を行い、計画通りに作付されているか確認を行います。  
※計画通りに作付されていない場合は申請者に確認のうえ、補助金額の減額等の対象となります。  
なお、計画書よりも作付面積が多い場合において、補助金の増額は行いません。

#### ③ 実績報告書の提出

そば、さつまいもの販売を証明する書類(販売伝票等)の写しを添えて、農林課又は各行政局産業建設係へ実績報告書と補助金請求書を提出してください。

#### ④ 補助金の支払い(翌3月)